令和７年第３回春日那珂川水道企業団議会定例会（第２日）

１．出席議員（10名）

１番	船久保　信昭	２番	西村　澄子
３番	稲生　茉莉子	４番	田中　夏代子
５番	内野　明浩	６番	吉居　恭子
７番	吉永　直子	８番	江頭　大助
９番	中村　孝三	10番	壽福　正勝

２．欠席議員（なし）

３．説明のために出席した者の職氏名（９名）

企業長	武末　茂喜	副企業長	井上　澄和
参与	小原　博	参与	佐々木　康広
局長	安藤　敏洋	総務課長	内田　尚史
浄水課長	成富　勅公	施設課長	寺田　洋
料金課長	村田　直人		

４．出席した事務局職員の職氏名（３名）

事務局長	北島　好英	書記	山田　誠
書記	中島　勝巳		

５．議事日程第２号

日程第１　一般質問

日程第２　議案第９号から議案第14号に対する質疑、討論、採決

６．会議に付した事件名

議案第９号　専決処分について（地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について）

議案第10号　春日那珂川水道企業団給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号　春日那珂川水道企業団布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号　令和７年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第１号）について

議案第13号　令和６年度春日那珂川水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第14号　令和６年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の決算について

開会　14時00分

○西村議長　皆様、こんにちは。

定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程第２号により議事を進めてまいります。

日程第１、一般質問を行います。

本定例会に１名の方から質問通告書が提出されており、早速、質問をお受けします。

９番中村孝三議員。

○中村議員　９番春日市議会選出の日本維新の会中村孝三です。さきに通告しておりました鉛管の使用、取替状況についてお尋ねをいたします。

では、早速質問に入ります。

春日那珂川水道企業団の給水区域において、本管の漏水率や水質安全もかなり安心できるものと認識していますが、一方、給水管ではまだまだ取り出し部分にユニット配管と呼ばれる鉛管が残存しています。

そこで、お尋ねしますが、鉛管における取替状況と全給水件数に占める鉛管の給水件数がどの程度あるのかをまずお尋ねいたしまして、２点お答えいただきたいと思います。

○西村議長　寺田施設課長。

○寺田施設課長　施設課長寺田でございます。中村議員からの鉛管における取替状況及び全給水件数に占める鉛管の給水件数についてとのお尋ねにお答えいたします。

当企業団の鉛管における取替状況は、配水管路更新事業及び漏水修繕工事などにより取替えを行っており、令和５年度で316件、令和６年度で228件を取り替えております。また、全給水件数に占める鉛管の給水件数は、全給水件数が４万5,162戸であり、そのうち鉛管の給水件数は１万3,060戸となっております。

以上でございます。

○西村議長　中村議員。

○中村議員　今、お答えいただきました。

今後、鉛管をどのように減少させていくのかお尋ねします。

○西村議長　寺田施設課長。

○寺田施設課長　中村議員からの鉛管を今後どのように減少させていくかとのお尋ねにお答えいたします。

今後の方針については、配水管路更新事業及び漏水修繕工事などにより取替えを行うこととしております。特に配水管路更新事業では、対象となる管路がビニール管などの耐震

性がない管種及び古い管路であることから、鉛管が残存している箇所と重複しております。このため、配水管路更新事業を進めることで鉛管の取替えも同時に行うことができることから、配水管路更新事業を継続し鉛管を減少させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○西村議長　中村議員。

○中村議員　鉛管は道路からの外圧によって伸縮の自在性により漏水を防ぐ、そういう利点があるため、過去に採用されたと聞いております。公道上の漏水もその取り出しからのものが多いと聞いておりますが、鉛管を用いた給水取り出しからの漏水は僅かと思いますが、どの程度発生し、漏水した水量は水道料金算定の基本となる水道メーターに計量されているのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○西村議長　寺田施設課長。

○寺田施設課長　中村議員からの公道上の鉛管の漏水は年間どの程度発生し、漏水した水量は水道料金算定の基本となる水道メーターに計量されているのかとのお尋ねにお答えいたします。

公道上の鉛管漏水は、令和５年度で11件、令和６年度で15件が発生し取替えを行っております。

次に、漏水した水量は水道料金算定の基本となる水道メーターに計量されているのかについては、鉛管を使用している箇所が宅地内に設置されている水道メーターの配水管側にある止水栓と配水管との間で使用していることから水道メーターに計量されないため、水道料金への影響はございません。

以上でございます。

○西村議長　中村議員。

○中村議員　水は限りある資源であるため、漏水を減らしていくことは水道の使命と考えております。今後、監視しながら配水給水をしていただきたいし、そこでお尋ねしますが、鉛管を使用することで鉛の人体への影響である水質検査は、水道法に基づいて適正に実施されているとは思いますが、鉛の水質基準は過去厳しいものに変更された経緯があります。企業団の給水区域において鉛が基準値を超えた、健康被害などの事例はなかったのかお尋ねいたします。

○西村議長　寺田施設課長。

○寺田施設課長　中村議員からの給水区域において鉛が基準値を超えた及び健康被害はなかったのかとのお尋ねにお答えいたします。

当企業団の給水区域内における基準値の超過、健康被害の事例はございません。

以上でございます。

○西村議長　中村議員。

○中村議員　ありがとうございます。

基準値を超えたら大変なことになりますので、健康被害がないという報告を聞いて春日市、那珂川市の市民を代表して快適に暮らせる町、水質管理を行い安全で安心な水を安定して供給されることを期待しております。今回、私の質問はこれで終わりますけど、これからも十分そのあたりを留意していただき、先に進めていただきたいと思います。

以上です。

○西村議長　これで９番中村孝三議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終了いたします。

日程第２、これより質疑に入ります。

議案第９号から議案第14号を一括議題とします。

議案第14号令和６年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の決算について１名の方から質疑の通告があっていますので、質疑をお受けします。

９番中村孝三議員。

中村孝三議員。

○中村議員　９番春日市選出議員の日本維新の会中村孝三です。まず、議案第14号について質問をいたします。給水人口と有収水量の関係について２点お尋ねをいたします。

１点目は、決算によると給水人口は令和５年度に比べて令和６年度は338名減少していますが、有収水量が逆に増加しています。有収率もまた増加しているが、これについてどのように捉えて分析されているかお尋ねをいたします。

２点目は、経常収支比率は令和２年度114.91％から令和６年度109.53％、料金回収率は令和２年度104.93％から令和６年度97.96％の右肩下がりの傾向であります。給水収益が減少していくと経営を圧迫することにつながるのでないかと懸念するところであります。この状況をどのように捉えておられるのかお尋ねをいたします。

○西村議長　村田料金課長。

○村田料金課長　料金課長の村田でございます。ただいま中村議員から御質問がありました令和５年度と令和６年度を比較し給水人口は減少しているが、有収水量や有収率が増えた理由と経常収支比率、料金回収率が下がっている理由についてお答えいたします。

１点目の給水人口の減少している回答でございますけども、議員御指摘のとおり、令和６年度と令和５年度を比較いたしますと、令和６年度の給水人口は338人減少しておりますけども、有収水量は年間で４万2,482トン増加いたしております。理由といたしまして

は、給水栓数が631件増えておりまして、一般家庭や集合住宅の水量が増加いたしております。その他として使用水量が多い店舗等ができたことも要因でございます。有収率につきましては、0.2%向上しております。有収率は配水量に占める有収水量の割合となりますが、令和６年度の漏水量が減少したことが主な理由でございます。

２点目の経常収支比率と料金回収率が下がった理由についての御質問ですが、まず経常収支比率というのは当該年度の収益を費用で除したものでございますが、水道料金収入は令和６年度は令和５年度と比較すると微増はいたしましたけども、令和２年度をピークに減収傾向にある中、動力費や委託料などの費用が増加傾向にあるため、結果として経常収支比率が下がったものでございます。料金回収率につきましては、給水に係る費用がどの程度水道料金で賄えているかを表すものでありますが、経常収支比率と同様に費用の増加により給水原価が増加したことが理由でございます。

以上でございます。

○西村議長　中村議員、よろしいでしょうか。

○中村議員　これで私の質疑は終わります。

○西村議長　これで９番中村孝三議員の質疑は終わりました。

ここで議案第９号から議案第14号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第９号から議案第14号を一括議題といたします。

討論の通告はあっておりません。

これで議案第９号から議案第14号に対する討論の終結をいたします。

これより採決に入ります。

議案第９号専決処分について（地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について）賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西村議長　ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第９号は承認することと決定いたしました。

議案第10号春日那珂川水道企業団給水条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西村議長　ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第11号春日那珂川水道企業団布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西村議長　ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第12号令和７年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第１号）について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西村議長　ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第13号令和６年度春日那珂川水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西村議長　ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第14号令和６年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の決算について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西村議長　ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第14号は認定することに決定いたしました。

以上で今次定例会の日程は全て終了いたしました。

これにて令和７年第３回春日那珂川水道企業団議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会　14時17分

地方自治法第123条第２項の規定により、ここに署名する。

令和７年10月24日

春日那珂川水道企業団議会議長　　西　村　澄　子

５番　　内　野　明　浩

６番　　吉　居　恭　子